



近畿税理士会会員研修に関する運営規程第2条第3号研修です<3時間>

# 令和元年分所得税確定申告と 令和2年分からの源泉徴収の留意点



税理士は毎月のように法人税の申告を行いますので法人税法の考え方が染み付いています。しかしながら、所得税の申告は原則として翌年2月16日から3月15日の間に行いますので所得税法の考え方に切り替えなければなりません。

今回の研修では、令和元年度税制改正として消費税増税に伴う住宅ローン控除の拡充、ふるさと納税の見直し、空き家の発生を抑制する措置の緩和等が行われました。

次に令和2年分から適用される平成30年度の税制改正として、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から給与所得控除等について、一部を基礎控除への振替と上限の引下げ、所得再分配機能を高める観点から基礎控除の逡減・消失、子育て等に対して配慮する観点から、23歳未満の扶養親族を有する者や特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等については、給与所得控除の減額による負担増が生じないようにするため、所得金額調整控除が創設されて、源泉徴収に影響を及ぼします。

確定申告の留意点では、法人税法と所得税法の取扱いの違いと誤りやすい以下の内容を判例・裁決を交えて解説します。

所得区分、収入金額の評価、業務と事業的規模、必要経費・取得費、所得控除、給与所得者の確定申告、最近の国税庁個人課税情報



【日時】 2020年1月16日(木)  
13:30~16:30

【場所】 京都税理士会館3階 京税ホール

両丹地区ではライブ配信を開催する予定です  
※両丹の先生方へは、各支所より改めてご案内させていただきます

【講師】 税理士 松田 昭久 先生

【受講費用】 組合員・賛助会員の先生・その職員.....1,500円  
上記以外の先生・その職員 .....3,000円

\*筆記具等をご持参ください \*費用は当日受付で申し受けます  
\*必要な方は研修受講カードをご持参ください



● 下記の必要事項をご記入のうえ FAX でお申し込みください ●

2020年1月16日(木) 『 令和元年分所得税確定申告と令和2年分からの源泉徴収の留意点 』

所属支所/支部	税理士氏名・税理士法人名	税理士番号・法人登録番号 (必ずご記入願います)
支所/支部		
お電話番号	FAX番号	人数 (必ずご記入願います)
( )	( )	名

※お席確保のため、事前申込の無い方が当日お越し頂いた場合、入場をお断りさせていただきます。  
※無断でキャンセルされた場合は、受講料をいただくことがあります

お申込は事務局へ⇒ Tel(075)222 - 2311 / Fax(075) 2 2 2 - 2 3 5 5